

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会の参考資料

会員数：128社
 回答会員数：27社

- 内訳
- ・製造又は取り扱いなし：19社
 - ・試験、研究的な使用：2社
 - ・顔料等または難燃剤用途の原料として使用：6社

社名	分類(推定)	ばく露作業コードNo.*				対応状況**
		33	34	35	49	
A社	原料	○				β
B社	原料	(○) ¹⁾		(○) ¹⁾	(○) ¹⁾	β
C社	原料	○				α
D社	原料	○				β
E社	コンパウンド*		○ ²⁾			α
F社	ラボ調合		○ ³⁾			α
G社外注先	原料	○		○	○	γ
H社	原料	○				α

- * 33(計量、仕込み、投入)、34(ラボでの成形、物性評価、溶媒への溶解)
 35(充填、袋詰)、49(混合、混練)
- ** α (対応十分可能)、β (対応可能)、γ (対応困難)
- 1) 各作業毎のばく露作業による措置状況が不明のため【質問4】の対象から外した
- 2) 三酸化二アンチモンの樹脂コンパウンドペレットを購入し、それを成形して物性評価用試料を作成、その試料を物性評価に供する作業
- 3) 分析室内で三酸化二アンチモンを溶剤に溶解する作業
- :屋内作業；●:屋外作業

- ・三酸化二アンチモンの製造事業者はなく、顔料または難燃剤用途に原料として使用している。
- ・各社から回答のあったばく露作業内容を、「有害物ばく露作業報告」の手引きの(別表2)のコード30～50に準じ、整理したところコードNo.33、34、35及び49の4種となった。
- ・厚生労働省発行の「三酸化二アンチモンに関する調査票【質問4】」への各社回答内容から、特化則による措置検討への対応の難易度を判定した。即ち、ほぼ全ての項目に現在、何らかの対応が取れている場合をα判定とし、一部の措置への対応が取れていない場合はβ判定とした。また殆ど対応が取れておらず対応が困難と考えられる場合、γ判定とした。
- ・γ判定となったのは、G社外注先のみであるが、これ等外注先が中小規模事業者である事を鑑みればこれ等受注事業者に共通の課題であると思われる。

以上